令和８年度　八日市商工会議所

資格受験・講習受講リスキリング補助金　実施要領

１）目的

人手不足かつ物価高騰という経営環境において、限られたマンパワーをもって付加価値を高める必要に迫られる中小企業は、経営者および従業員がリスキリングを行うことで、事業環境変化への対応力や付加価値力の向上に取り組む必要がある。当補助金は、従業員等のリスキリングを支援することにより、中小企業の付加価値力向上を図ることが目的である。

２）補助内容

＜補助上限額・補助率＞

- ■　補助上限額　　**２万円**
- ■　補助率　　**補助対象経費（税込額）の 10 分の 9**　※千円未満切り捨て

＜補助対象経費＞

- ■　資格試験の受験料
- ■　各種技能講習の受講料

【資格試験・講習の例】

IT パスポート、簿記検定、各種技能資格、IT スキル研修、DX・デジタル活用研修、生成 AI 活用研修、語学研修など

- ■　受講料に含まれる教材・テキスト代

＜補助対象経費に係る注意点＞

- ■ 会社（個人事業主を含む）が負担した受験料・受講料に限ります。受験料等の領収書の宛名が従業員個人名である場合は、会社から従業員へ当該費用を負担したことが分かる資料を提出していただきます（実績報告時）。
- ■ 主催団体が確認できる講習会・研修会及び資格試験に限ります。
- ■ ホームページ、募集要項、チラシ等により、主催団体及び講習内容が確認できるものを対象とします。
- ■ 受講料に含まれる教材・テキスト代は補助対象としますが、別途購入する教材・参考書等は補助対象外です。
- ■ 自社で企画したセミナーは対象外です。
- ■ 一つの支出に対し、複数の補助金・助成金の交付を受けている場合は対象外です。
- ■ 資格試験の合否は問いません。
- ■ 申込は期間前でも差し支えありませんが、支払及び受験・受講は交付決定日以降に行ってください。

３）支援対象事業者

以下のすべてに該当する事業者

- ■ 東近江市内に事業所を有する小規模事業者および中小企業
  または、県内の八日市商工会議所会員である小規模事業者および中小企業等
- ■ 従業員や経営者のスキルアップ・リスキリングを目的とした取組みを行う意思があること。
- ■ 事業実施前後に、当所からのヒアリングやアンケート調査に協力する意思があること。

４）手続きの流れ

申請（事業者）→ 交付決定（当所）→受験・受講・支払（事業者）
→ 実施報告（事業者）→補助金振込（当所）

５）申請期間

令和８年８月３日（月）９時　～　令和８年８月 25 日（火）17 時

※募集数は 20 社とします。応募多数の場合は、対象要件及び申請内容を確認したうえで抽選により採択者を決定します（先着順ではありません）。

6）事業実施期間

交付決定日～令和９年１月 15 日（金）

※交付決定は８月 28 日頃を予定。

※令和９年１月 15 日までに受験・受講及び支払を完了してください。

7）実施報告書提出期限

令和９年１月 29 日（金）17 時まで

※取組が完了しましたら、お早めに報告書一式をご提出ください。

※内容を確認でき次第、補助金を振り込みます。

8）申請方法

専用フォームからのオンライン申請

※入力内容…①事業所名、②担当者名、③郵便番号、④所在地、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦支出内容（「資格試験受験料」「技能講習等の受講料」の選択肢から選ぶ）、⑧受験・受講予定の資格試験又は講習の名称、⑨資格試験又は講習の主催団体名、⑩受験・受講する人数、⑪具体的な取り組み内容（自由記述形式）※「自社の課題」「どのような資格試験や講習を受けるか」「その資格や講習を受ける理由」を記述してください

9）実施報告書提出方法

実施報告書(様式 1)を提出書類とともに八日市商工会議所窓口へ書面にて提出してください。

10）実績報告時の提出書類

■ 補助事業実施報告書（交付決定通知に同封します）

■ 受験料・受講料、主催団体及び資格試験・講習内容が確認できる案内文書、募集要項、ホームページの印刷物等（明細が記載されているもの）

■ 振込控えや領収書等の、支払い実績が分かる資料

※振込控えがない場合は、預金通帳の当該部分、ネットバンキング画面のプリントアウト等

■ 受験票、受講証、修了証、受講完了メールその他受験・受講したことが確認できる資料

■ 補助金振込先の預金口座情報が分かるページの写し（通帳の見開き１ページ目）

11）補助金交付方法

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

実施報告書の内容を確認後、下記のスケジュールで申請いただいた口座へ振込みます。

持ち込み期限	入金予定日
月末までに持ち込み	翌月１５日頃予定

12）その他

・申請は１事業者につき１回限りです。

・同一の事業内容で国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合には、この補助金を利用することはできません。

・本補助金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の全額を即時返還していただきます。

お問合せ：八日市商工会議所
TEL：０７４８－２２－０１８６